

指名停止の状況

| 業者名                | 指名停止の期間                            | 要領適用条項  | 指名停止の理由   |
|--------------------|------------------------------------|---|---|
| スバル興業株式会社<br>名古屋支店 | 令和5年9月1日から<br>令和5年9月14日まで<br>(2週間) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第1項</li> <li>・別表第1第7号</li> </ul> | <p>「高速2号東山線他土木維持補修工事（令和5～6年度）」において、令和5年6月29日、現場責任者1名と作業員2名の計3名にて、環115の鋼製橋脚梁内にある排水管から漏水していたため補修工事を行っていた。その際、小型発電機を鋼製橋脚内で使用したため、1名が一酸化炭素中毒で意識障害となり、その救助を行った2名の内、1名が一酸化炭素中毒、1名が熱中症となった。</p> <p>一酸化炭素中毒については、発電機の使用方法が不適切であったこと、また、作業現場への出発前に作業に必要な機材の所持点検を怠ったことが安全管理上不適切であった。</p> <p>熱中症については、熱中症対策は図られていたが、鋼製橋脚内のような出入りが困難で熱中症の発症する危険性が高い作業場所での適切な対策が施されていなかったことが安全管理上不適切であった。</p> <p>したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、スバル興業株式会社名古屋支店に対し指名停止を行う。</p> |